

幼 兒 教 育

第 二 十 二 卷 第 一 號

大 正 十 一 年 一 月 十 五 日 發 行

目 次

フレール教育思想の一面観	乙竹岩造
米國に於ける母性保護法案	生江孝之
幼兒教育の改善	野口援太郎
兒童保護問題に對する一斑的考案	宮川宗徳
<small>新年勅題</small> 旭光照波	中澤登兔
子供等を日光に浴させよ	丸山千代子
東京府代用兒童研究所開設	武田眞量
都會兒童のために遊園地を	青木醇一
日暮里護幼會設立に就て	佐藤智孝

日 本 幼 稚 園 協 會

會 告

○會費御拂ひ込みの節は御名前は初め御入會の時の御名前と同じにして頂きたう存じます。例之ば初め幼稚園名にて御入會になり、後、個人の御名前にて會費御拂込み等のことなき様に願上ます。整理上甚だ煩雜致しますから。

○會費未納は會計整理の上に甚だ困難致しますから確實に御納付下さいまし。向後萬一御不納久しきに亙ります場合は乍遺憾雜誌發送を停止致します。

○會員諸君にて御轉居等の節は至急御一報願ひます。

○萬一本誌不著等のことがございましたら直に御一報煩したう存じます。

本誌定價

一册(郵稅共)金貳拾五錢 六册 前金壹圓五拾錢
十二册 前金 參 圓 (郵券代用壹割増)

購讀申込

本誌購讀御希望の方は右定價表により振替貯金にて御拂ひ込み下さい。直に送本致します。(振替口座東京一七二六六番)

大正十一年一月十二日印刷

大正十一年一月十五日發行

東京市外千駄ヶ谷原宿三百四番地
編輯兼發行者 黒 瀬 艶

東京市本郷區駒込林町百七十二番地
印刷者 柴 山 則 常

東京市本郷區駒込林町百七十二番地
印刷所 會社 杏 林 舍

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

發行所 日本幼稚園協會

幼 兒 教 育

第二十二卷
第一一號

大正十一年一月十五日發行

フレーベル教育の一面觀

高師教授 乙 竹 岩 造

フレーベルの教育思想には、取り出して篤と眺むべき色々の考へが含まれてゐるが、茲に其の一つを云ふと、さまざまの事相の間には、調和があり、統一があつて、進歩するものである、と云ふ考へである。之は、氏の活動主義、樂天主義の教育意見の生れ出た源泉であつて子供を教養するにしても、個々の事實其物よりは、其の事實の間の關係を主とすべく、教師や保母が子供を導くにしても、子供其れ自身と其の學ぶ所のものとの間の眞の親和力が大事である。又將來學ぶ所のものと過去に經驗した所のものと、本統によく關係せしむることが大事であるとした點である。即ち眞の意味廣い意味に於ての理解の中樞といふ事を重んじた點である。

之を近頃の教育傾向に照し合せて考へて見ると、今日の教育上の傾向の一つは、子供に其の當時の狀態に適應せしめ、其の現時の要求を満足せしめる、といふ點である。之は彼等が大人になつた時の準備といふ事を専ら重んじた考へに較らべると、大分違つた事のやうであるが、それならば其の時々の子供の生活を満足せしめさへすれば、將來の事は考へずとも、それで教養の目的が達せられるのかと云ふと、さうではないのであつて、子供の當時の必要を満足せしめ、其の現在の境遇に適應せしむる事が、やがて彼等が大人となつて、その要求を満足せしめ、その境遇に適應し、大人として生活を完うする所以の眞の道になる、といふ微妙な點があるからである。

例へば、幼児が草を摘み、花をいぢり、之を眺め、之を撫でる、といふ事が、他日彼等が學校兒童として、理科を學び、自然を研究するといふ事の眞の素地となるのである。さう云ふ素地を養ふ事無しに、理科を學ばせようとして、學校で如何に骨を折つても、恐らく眞の學習とはならず、眞の教育とはならぬであらう。此の關係は、廣く生理的、心理的、道德的、とあらゆる方面に亙つてさうである。最も、是等三方面の間には、調和があり、統一があるので、必ずしも別々な働きではないが、試みに、別けて考へて見ると、それぞれの方面に於て、矢張さうである。例へば、幼時の養護は何故に大切であるかといふに、幼兒として健康な、動的な、優美な、器用な身體は、學校兒童として強壯な、活潑な、調節のよくされた、熟練な體となり、その强健な活潑な調節のよくされた、熟練な兒童の身體は、將來大人となつて實際生活に立つに當つて、丈夫な、自由自在によく利く良い體を持つて、生活に活動する所以のものとなるからである。知識に於てもその通りで、幼兒として純眞な、可愛い、事理を聽分る心の働きは、兒童として眞面目な、敏感な、好學心に富んだもの

となり、その眞面目な、敏感な、好學心に富んだ兒童の心は、大人として眞摯な、能感な、研究心に富んだ心の働として働くのである。徳性に於ても、亦元より其の通りであつて、幼時に培はれ養はれた所の、極く素直な、思ひやりのある、優しい心根は、正直な友達仲のよい、同情に富んだ兒童の心情となり、それが更らに長じて、情誼に厚く、友(人)情に富み、他人とよく共同して國家社會に盡す性格の成人となるのである。殊にこの心情の培養が最も大事な事は、人間の品性といふものは、決して一朝一夕で出来るものではなく、却て極く小さい時から種々の場合に於てのあらゆる一舉一動がつもり積もつて、我々の性質品性を形作るものであるからである。之がフレーベルの考への一つ重要根柢であつたのである。

フレーベルのこの根柢は只深い確信のもとに立てられたのであつて詳しい理論があつたのでは無いが、其の後發達して來た所の心理學上の研究は、この點を説明するに光明を投げた。神經系統の作用に就いての説明の如きそれである。即ち、我々の思想行爲といふものは、縦合一度の考へ、一度の行ひで

も、それは神経系統の上にある印象を残さずには濟まない。ちようど蓄音機のレコードのやうに、又は書かれた記録や書物のやうに、消えない何等かのしるしをそこに留めるのである。そして其れが、我々の衣食住、運営行動の萬端にわたつてさうであつて、我々の日常の生活が、かういふ風に積り積つて、品性となるのである。品性は決して一舉にして出來上るものでないのは、之がためである。むしろ人間の一生は、生涯かゝつて書きあげる一冊の書物の如きものであらう。ペンやインキを通して紙の上に書くのではないが、思想や行爲でもつて、直接に神経系統の上に書いてゐるのである。ペンやインキで紙の上に書いた文字は、消せば消えもしやうが思想や行爲で神経系統の上に書きとめられた記録は、それを消すのが中々むづかしい。習慣を改むる事の非常に困難なのは、乃ち之を證明してゐるでは無いか。消してしまつたと思つて居つても、どうかすると、又表れる事さへ、少くないのである。之が所謂習慣の心理である。さて性質や品性はかくの如くにして形成せらるると云ふことは、何んでもない事のやうに思はれるが、それが一生の幸不幸、事業の成功失敗を

決定し、人間一生の運命を築き上げるものだと思へば、實に大事な事である。佛者が地獄極樂は此の世にあると云ひ、アメリカのジェームス教授が、後の世の地獄よりはこの世で我々が自ら紡ぎつゝある運命こそ恐いものである、と云つて居るのは、意味深長な言葉である。それは兎に角、フレーベルの考へが、心理學的にも、その根據が證明されたのは、面白い事である。

この考へこそ、幼時教育の必要を雄辯に物語つてゐるものではなからうか。父兄をして、家庭教育の大切さを痛感せしめずには置かないと同時に、幼児の教育に従事する人々に、保育事業の使命の重さと強さを自覺せしめずには置かぬであらう。昔から『三つ兒の魂百までも』とはよく云はれた諺であるが、然かし決して魂だけではない、智性に於ても、徳性に於ても、將た又身體の上に於ても、ひつくるめて云へば、我々の生涯に於ける思想行爲の全部に亙つて、幼時は實に一生の素地であり、幼時の教育は正に生涯の發達の基礎である。智識其物、技藝其物は、後年になつてもつけ加へる事は出來るけれども、その素力たる心の働き、身の働き、即ち智識技藝を

の外一切の環境に對するその心持ち、その態度に至つては、これは早い時から養はなければ、後から附加へることは仲々むづかしいし改める事は猶更むづかしい。後になつて修復する事が必ずしも出来ないわけではないけれども、然かし修繕したものは、初めからよくこしらへたものに較ぶべきもない事は、我々日常使ふ器物に於てもさうであつて今更ら言ふまでも無い所である。仕上げを重んじて、素地を輕んずるのは、人間の近視眼的弱點であつて、どうし

米國に於ける母性保護法案

毎日の新聞を注意して讀まれる方々は必ず御氣づきの事と思ひますが、舊臘十一月二十三日の各新聞に、「米國大統領ハーディング氏が母性教育補助の爲め六百萬弗を支出する旨を母性保護法案に署名した」といふ事が掲載されてありました。之は、兒童保護の聲の激しい今日、誠に興味深い報知と思ひますから、この母性保護法案といふのは如何なるものであるか、又序でに最近の米國に於ける母性保護、

てもほんとうに良いものは、素地から仕上げまで、十分に注意を加へて造り上げられたものであらう。この意味に於て我々は、幼兒教育の尊さをしみじみ感ずるものである。世の中が開ければ開ける程、教育の道が進めば進む程、保育事業の使命は益々その重大さを加へるであらう。そして、早くも、この點に著眼したフレイベルの考は、幾度となく振り回つて、篤と眺めらるべき意義と價値を有つてゐるやうに思はれる。

内務省社會課囑託

生 江 孝 之

兒童保護等の諸事業の状態を一寸述べて見ようと思ひます。

一九一八年頃から、米國には、政府が議會に提案した母性保護法といふものがあります。今述べました萬朝の電報によれば、この長年の懸案であつた母性保護案が最近通過したものである事が、明らかになりました。

此の母性保護法は、もともと米國の兒童局の議案

によつたものであります。一九一二年兒童局が設立されてから後、各種の方面にこの局が努力しましたので、十年を出でざる今日に於て、アメリカの兒童保護事業が、驚くべき發達をいたしました。

兒童局は、一九一九年に、この母性保護法を提案しました。この法律を提案した理由は、最初は都會以外の地方町村の母性を保護するのが主旨でありました。最近十年間に、都會の地に於ては、兒童殊に乳兒の保護がよくゆきわたつて、乳兒等の死亡率も少くなり、妊産婦の健康もまして來るやうになりました。しかし地方に於ては、醫師の缺乏や、社會的設備が不完全な爲め、乳兒、産婦の保護は、事實上閑却せられてゐました。従つて、都會では、乳兒等の死亡率が減りつゝあるに拘はらず、地方に於ては一向減少の傾向を見なかつたのであります。

かくの如き状態から、米國に於ては、地方町村に於ける妊産婦、乳兒保護が、極めて必要があつたのであります。一例を云へば、米國の農村では、分娩前後に適當な保護を受ける産婦は、僅かに二割にし加過ぎなく、何等の設備のない爲め保護をうけないものが、約八割の多きに達してゐることが、或地方

を調査した當時に發見されました。

又米國のある地方での調査を見ますと、乳兒の死亡する者の中、生後六週間以内に死するものは、一年間に死する乳兒數の約五割にあつてゐます、即ち一年間に死亡する乳兒の半数は、生後六週間以内に死んでゐると云ふわけであります。

是等妊婦の保護の不完全な事や、乳兒死亡の多い事は、各農村に於てかくの如くであれば、従つて、米國全體にわたる事になります。又乳兒死亡が生後六週間内に多い事は、ひとり米國ばかりの事ではなく、各國同じ現象を表して居ります。乳兒の死亡の多いのは、母親の無智と、社會的に保護の設備の少いから起つたのであります。もし適當な保護の方法、即ち、妊産婦として自分の身體を保護する方法、母として乳兒を保育する方法、を知つて居りましたならば、六週間内に乳兒を死亡せしめるやうな不注意は次第になくなるわけであります。

米國に於いては、最初母性保護及び乳兒保護に對して社會的設備のない多くの地方に向つて、この適當の保護を與へようとするには、法律で道を講ずるにしくはないとて、母性保護案をつくつたのであり

ました。さらに一九二〇年頃には、この案の内容を改定して、都鄙共に同一の法律で、母性及び乳児を保護する案に致しました。

この案によつて、米國政府の中央機關中にある勞働局、教育局、衛生局の三つが一つになつて、兒童保護委員會なるものを組織して、この事務を取るところとして、兒童局を設立しました。

この母性保護法案の内容は、米國四十州の州内に、兒童衛生課、或ひは兒童衛生掛りを設けた場合に要する費用の半分を、中央政府から補助するといふ案であります。けだし米國政府は、かう云ふ事業に對して、各州を補助するといふ法律を定める事は出来ませんが、中央政府自身がこのやうな法律を制定して、米國全體の保護法を作る事は出来ないものであります。(米國は我が國とは少し趣きを異にしてゐて州各々が別々の法律を有してゐまして、米國全體の法律となるものは、各州に共通な事柄でなくてはならないのであります。例へば、交通の如きは、この州の交通に關する方法はかうで、あの州の交通に關する法律はかうだと、一々異つてゐるは不便でありますから、米國全州同一の法律があるやうなわけで

す。

母性保護法案の如き法律は、米國に於ては、今回始めて起つたわけではなく、兒童職業指導に對しても半費の補助を出し、農業擴張案に對しても五割即ち半分の補助、工業に従事して不具となつた者を教育するのにも五割の補助を出してゐるのであります。今回の母性保護法案も、是等の前例に従つて、半費の補助と定めたのであります。

米國政府が米國全州に對して、母性保護法案に従つて最初に出した金額は百萬弗即ち二百萬圓、次に二百萬弗即ち四百萬圓、この事業の擴張につれて四百萬弗即ち八百萬圓、そして今回は舊臘十一月に報せられたやうに六百萬弗即ち一千二百萬圓を年に補助する事になつたのであります。現に米國四十八州の中三十五州は、兒童保護課を設置して、この母性保護法案の補助金で立派に事業としてゐるから、殘る十二三州に兒童保護課の如きものが設けられれば米國全國の妊産婦、乳兒保護事業は、全く徹底するわけになるのであります。

さて、如何にして兒童保護をなすべきかは、矢張り母親を教育するより外はないのであります。十一

月の電報に、母親教育補助金といふやうな事が云つてありましたのも、これを意味するのだと思ひます。米國の都市に於ては、社會衛生看護婦、巡回看護婦といふものがありまして、自分の受持ちの區域を絶えず巡回して、病人の看護法とか、時節の衛生とかを教へて歩いてゐます。この巡回看護婦の役目を更らに廣くして、妊婦の注意や乳兒保育の方面にも向けるやうにして、この方面の智識を母親に教へさせます。又一方には、兒童健康相談所の如きもの、妊産婦相談所の如きものを設けるなりして、社會のこんな機關を通して、社會的保護をしてやる事になります。此等の設備は、米國の諸都會には徹底的に施されてゐますが、地方農村には未だ缺乏してゐる所が多いので、此の母性保護法案によつて徹底させようとするのです。

母性保護法案に依りて、半格六百萬弗即ち千二百萬圓が、米國政府から補助させられる事になつたのですから。全州が出す半格六百萬弗を加へると、總てで日本の金で二千四五百萬圓の費用を投じて、今や米國は、妊産婦、乳兒の保護に盡力することになります。

かうなれば、米國に於て多年心配してゐた妊産婦、乳兒の死亡を減少する事が出来やうと思ひます。保護のゆき届かない爲めに妊産婦が虚弱になつたり、乳兒が死亡したりすることは、是等の保護設備のため、必ず減少する事と思ひます。

しからば、母性保護法案の如き法律は、米國で初めてのものであるかどうかと云ふに、決してさうでなく英國に於ても妊産婦乳兒の保護が實施されてゐるし、他のヨーロッパの諸國に於ても相當に行はれてゐるのであります。

今此處に英國の例をお話して見ますと、一九一一年に國民保健法といふものが制定されました、これに依ると婦人は分娩の際に、三十志から六十志、即ち十五圓から三十圓迄の補助金を政府から受ける事になつてゐます。英國の各地方に於ては、妊産婦の爲に特別の施設が、都會と同じやうに出来てゐます。又一九一八年頃に英國政府が、是等の事業の爲に補助した金額は二百五十萬圓内外に達して居ります。補助金の格に相違はあるが、英國も亦米國に劣らず、この種の保護事業に盡力してゐます。

米國に於て、母性保護法案に依つて、半格の補助

金を支出して、この保護事業を保護してゆくといふのは、米國の兒童保護、即ち妊産婦、乳兒保護の爲めに、慶賀すべき事でありませう。

我國に於ても、妊産婦、乳兒保護の聲が盛んになりつゝある時に、米國の如き徹底的設備は出來ないまでも、この母性保護法案の如きはよい參考となら

幼兒教育の改善

只今の幼稚園で子供を取扱つて居る有様を見ますと、自分の子供ならあんな幼稚園にはやりたくない、と思はれる事が度々あります。と云つて、別に大した新しい意見もありませんが、かうありたいと常々思つてゐた事もありますから、此處に一寸申し上げて見ませう。

第一に子供の個性の發達に重きを置いて貰ひたい事でありませう。

幼稚園と云へば、三四十人の子供を一組として、或ひは遊戯をさせたり、或ひは唱歌を歌はせたり、或は折紙等の手工を教へたりして居るのでありま

うと思ひます。いはんや、太平洋會議で、世界平和の聲が響きわたらうとしてゐる時に、健全な國民をつくり、意義ある生活を造らせる事は、最も必要な事でありませう。米國がこの時にあたりて、母性保護法案の通過を見たのは、誠に意義ある事と思はれます。

野口 援 太 郎

す、頭腦の早く發達してゐる子供も、比較的によい子供も、皆一樣に遊び半分に、幼稚園で半日を暮してかへると云ふに過ぎないのであります。

勿論、子供をよく遊ばせてやる、といふ事だけでも有益な事かも知れませんが、發達し得べき頭腦を所有してゐる子供にも、幼稚園時代には數をかぞへる事を教へてもいけない、讀みたがる文字も教へるには未だ早い、といふ様にして、他からおさへてやるのは悪いと思ひます。こんな子供には、數もかぞへる事を覚えさせてやればよいし、讀本も尋常一年位のはよめたら讀ましてやつてもよいのです。頭腦

の悪い子に無理に學問を教へる事は悪い影響を及ぼしますが、頭腦の鋭敏な子供には、その子供の要求に従ひさせるといふ事は、決してその子供の身心を害するどころか、その子供の幼い要求の満足を與へて、楽しい子供時代を暮らさせる事になります。

これが私の云ふ、子供の個性によつて、幼稚園教育を施すといふのであります。

カールウイツテが唱へる早教育を研究して見ましても、小さい時に充分精神を發達させたものは、年とつても發達を續けてゆく、といふ事があります。

それですから、幼稚園時代にも、最も人生の意義ある幼年を、たゞ遊ばせる事にばかり費したくないものです。又モンテソリーの「兒童の家」といふのを讀んで見ましても、人一生の身心の發達を左右するものは、實に小學校以前の教育の如何にある、といふ事もありまして、モンテソリーがどんなに子供の個性を認めて、ぐんのくばして行つたかよく解ります。

・小學校の一年生に入學しますと、幼稚園と小學校との境は白と黒とで定まつてゐるやうに、さあ、小學校だからとて、急に讀み方を勉強させる、數を教

へる、といふ風に始めます。何もしらない子供を導く先生の指導の仕方の中々困難でありませうし、子供たちも今迄とは全然異つた生活をしなければならぬかのやうに思ひます。かうでなく、個性を重んじて、幼稚園時代に既に學問を教へるといふ風にしたいものです。

私は、帝國教育會に勤める前には、姫路の師範に居りましたが、その時に、私の考へを具體化して見たいと存じまして、二十名ばかりの男女兒を集めて、先づ風變りの幼稚園のやうなものを設立いたしました。極めて子供を個人的に深く研究して、個人指導のやうなものをやりました。了解をもつた親達は大層喜んで居りましたが、一年ほど立つて、上京するやうになり、殘念ながらこの幼稚園も去らなければなりません。私の次にこの師範に來られた方は、この方面にあまり趣味を持たなかつた人であつた爲め、幼稚園も續きませんでした。父兄方は御親切にもはるく私の所へ手紙をよこされて、もう一度あのやうな幼稚園をどうにかして繼續してゆきたいとの希望を表はされました。もし私が老後に閑暇を得るならば、此の種の理想的幼稚園を

設立したい望を有して居ります。

第二は、幼稚園と託児所との合致を計りたいものがあります。

我が國の幼稚園は、主として中流、上流の子供等の爲めに設立されたものであります。なせ、中上流の子供の爲めにばかり幼稚園が出来たか云へば、幼稚園の歴史をたどつて見れば、直ぐ解る事でありますが、幼稚園はもと／＼私立即ち民間で起つたものであります。政府の補助を得ずに設立するとなれば、維持費として、どうしても保育料の如きものを得なければなりません。保育料を出して子供を幼稚園に送るとなれば、どうしても生活を相當にしてゐる中流以上の家庭の親達でなければ出来ない事になります。これが唯今我が國に、中上流の子供の爲めの幼稚園があつて、下流の子供には幼稚園がない理由であります。

近頃、社會生活が改革せられ、労働が組織立つて来てよりは、所謂労働者階級が生れました。それで大都會の如き工場の多い地では、労働者の父母が晝間働いてゐる中に、子供の世話をするために、託児所といふものが、次第に多くなつて來ました。これ

が下流の幼稚園とも見るべきものであります。

唯今我が國では、全國に二萬四五千の小學校がありますのに、幼稚園はたゞ六百、託児所の如きは東京大阪等の大都市に多少あるばかりであります。これを見ましても、我が國の子供は、殆んど幼稚園教育を経ずして、すぐ小學校に入るのが多いのであります。幼稚園教育は未だ振はざること甚だしいのであります。それで勿論幼稚園とか託児所とか云ふ、子供の教育をする所をもう少し數多く設立したいのです。

現今の幼稚園と託児所とは、全く別の主義を取つて居ります。上中流の子供は幼稚園と名のつくものに通つてはゐる事が、上中流の託児所の役目はなさず、下流の子供は託児所と名のつくものに通つてゐますが、幼稚園の教育は受ける事が出来ないのです。

幼稚園では多く午前中までの短時間であります。その間に、唱歌や遊戯や折紙やを教へられて歸つて来て、午後はまた母親の手足にからまつてゐるといふ風です。上中流の家庭の子供は、皆おとなしくて母親に世話をやかせない、といふならば、幼稚

園は午前中だけでもよろしいのですが、子供は上流でも下流でも、世話のやける事は同じで、その爲めに上流社會では四人も五人もある子供に、女中をひとりづつつけて、誰は坊ちやま掛り、誰はお嬢さま掛りとしてゐる所さへあると云ひます。こんなに無教育な女中の手にまかせるよりは、立派に教育ある保母の手に子供を指導して頂いた方がよく、その爲めには幼稚園の時間を託兒所のやうに、夕方までのばす必要がありません。

舊臘、教育調査會が開かれた時に、貴族院議員の江木千之氏が、「學校は殺人を犯してゐるやうなものである。劍こそ手にしないが、子供等に長時間の授業を課して、身心を疲勞させ、目に見えざる殺人をしてゐるものである。都會の學校でも、よろしく、二部教授、三部教授をして、時間の短縮をした方がよい。」と云ふ意味の事を云はれましたが、之は間違つて居るではないかと思ひます。

子供の好まないむづかしい所謂學科を、個性を無視して無理に課したならば、江木氏の云はれるやうな事になるかも知りませんが、子供の好むまゝに干渉せず行はせたら決して害にはならぬと思ひます。

前に申しましたモンテソリーの「兒童の家」等は、朝から晩まで續いて居りまして、その間に子供の望むがまゝに讀書算も教へて居りました。つまりは、方法一つによるのであつて、一概に善悪は定められないと思ひます。

又託兒所の方は、幼稚園と違つて時間の長い點に於ては大變結構ですが、多くの託兒所を見ますと、皆がや／＼と遊ばせてゐるきりで、少しも幼稚園に於ける如き、唱歌も眞面目に教へなければ、遊戲もよく教へないと云ふ風で、保母方の身の入れ方が大分違ふ様です。貧民階級の子供は、今迄の父母のしつけが悪いために保母の方々がお骨の折れることはよく存じてゐますが、玉磨かざれば光なしの類で、立派な磨かれぬ寶石がその間に發見されて、未來の國家有数の才と云はれる人物も出来るかも知れませんから、決して託兒所だからと幼稚園と區別せず、もう少し個性を見て、どん／＼色々な事を教へたらよいと思ひます。

フランスあたりの幼稚園を見ましても、時間は朝から夕に至る迄、こちらの託兒所式のもので、そこに於てやさしい讀書算も教へてゐるといふ風です。

モンテソリー等のは、もごもごローマの貧民の兒童を集めて始めたものですから、託兒所から始まつて、幼稚園になつたものであります。何しろ上中流の子供は幼稚園、下流の子供は託兒と云ふ觀念を取つて、幼稚園と託兒所とは全然同じものであると人々の概念も、内容もさうしたのであります。さうして將來は、託兒所といふ名でよばれるか、幼稚園と云ふ名でよばれるか、或はまた託兒幼稚園等といふ新しい名でよばれるか解りませんが、何しろ幼稚園と託兒所が一つになつたやうな子供の爲めの設立が、唯今小學校を至るところに見るやうに波荒れ狂ふ漁村の砂山の上にも、見わたす限り田畑といふ農村の上にも出來て、子供等が嬉々として叫ぶ聲が聞えるやうになりたいと望みます。

今まで、幼兒教育は個性を尊ぶべきこと、幼稚園と託兒所との合一をとお話して、私の常々の希望は大體述べたつもりであります。

一體、今迄我が國の幼兒教育は餘りふるつて居りませんでした。幼稚園の數も前述べましたやうに極めて不足ですし、他に幼兒教育の内容も貧弱でありました。これは一つは、國家が幼兒教育を放任して居

ました。又一方では教育家達で、子供を小さい時から集めて色々の教育などとすると弱くしてしまふ等といふ意見をもつてゐる人があつたからでありました。これからは、國家は、小學校の教育を義務教育と稱して補助してゐるやうに、幼稚園とか託兒所等の幼兒の教育も義務教育のやうに、補助をして、官立の幼稚園や託兒所を設立して欲しいのです。教育者方も幼兒の教育をよく解して、頭を新しくして、大いに研究して貰ひたいのです。又近頃、子供を大切にすゝ意味の宣傳がされますのは、大變結構な事でありますが、これらの宣傳なるものは、社會的に子供の保護を宣傳したものであつて、教育的意味に於て宣傳したものでありませんでした。社會的宣傳も、社會が目ざめなくつてはだめでありますからよろしいのですが、もう一度近路を取つて、教育的宣傳をし、幼兒教育に従事する人々の間に、私が以上述べましたやうな事柄を宣傳して、子供の個性教育と、幼稚園託兒所の合一を計りたいものであります。

兒童保護問題に對する一斑的考察

東京市學務科主事 宮川宗徳

□兒童保護は教育的見地から

近頃兒童保護に關する諸般の問題が切に論議される様になつたのみならず其の之に關する種々の運動が事實として漸次盛んに行はるゝに至つたことは寔に欣ばしい現象であります。併しながら此の問題が國家社會の重要問題として熱心に研究さるゝに至つたのは各國ともまだ日淺いので學問的に申したら研究の餘地は尙澤山あることと思ふのであります。従て學者や實際家の間に於ても兒童保護の目的とか方法とか云ふことになつたら必ずや種々な見地からして種々な定義を下したり或は意見を立てたりするのでせうけれども、私は次代の國民を完全に育成すると云ふ意味を中心として考へたいと思ふのであります。即ち廣く國民教育と云ふ見地からして此の問題を取扱ふのが最も當を得て居るものと思ひます。

□保護すべき兒童の範圍と保護事項

然らば其の保護を受くべき兒童は如何なる兒童であるかと云ふに、それは申までもなく全體の兒童即ち國內のすべての兒童でなくてはなりません。思ふに今日兒童保護上の問題として數へられて居るのは正常兒でない異常兒の保護即ち(一)缺陷兒童(二)薄弱兒童(三)貧困兒童等の保護が其の主なる問題として數へられて居るかの如くに見られるのであります。併しながら廣く國民教育の立場から見た場合の兒童保護問題は決して左様な異常兒のみの保護ではないと思ひます。保護の對象たるべき兒童はどこまでも矢張兒童全體でなくてはなりません。

次に兒童の保護事項に就ても種々な立場から種々な見方や意見がありませうけれども特殊な兒童に對する特殊な考へは暫らく別と致しまして一般的には

其の兒童の本能本質を本として考ふべきであると思ひます。殊に食へること、遊ぶこと、眠ること此の三點は兒童保護に忘るべからざる主要素として常に考慮の中に措くべきであると思ひます。要するに兒童の本能本質を基調として家庭並に學校幼稚園の教育上必要なる事項を判斷することは本問題に關する考察者の根本精神であらねばならぬと思惟するのであります。

□世間に行はれて居る保護

施設

試みに今世間普通に行はれて居る兒童保護の施設を概觀するに大方は皆部分的のものであつて（勿論孰れも急施を要するものゝみではあるが）大局の上からはまだ私共の目的と餘ほどの距離がある様に見受けられます。即ち今日一般に實施されつゝあるものを拾つて見ると夫れは概ね或る特殊な兒童に對する特殊の施設に過ぎないので例せば前にも陳べた通り（一）缺陷兒童に就ては身體的缺陷兒童の爲に盲聾啞學校、吃音矯正所等又精神的缺陷兒童の爲に感化院、矯正院等があり近くは少年裁判法なども出來ん

として居ります。次に（二）薄弱兒童に就ては病弱兒童の爲に林間學校、外氣學校或は海濱、山間聚落等の施設が行はるゝ様になりました。夫れから又（三）貧困兒童孤兒兒童等に就ても貧兒寮や孤兒院其他夫々適切な施設が現に見られるのであります。我が東京市などに於ても貧困兒童の爲には特に十一校の小學校を設置して種々な施設を行つて居ります。尙今日最も重要な問題とされて居る處の不良兒童や盜癖兒童や低能兒童や高能兒童（優等兒）等の爲にも所謂大兄（ビッグブラザー）制とか兒童相談所とか兒童研究所とか小學校に於ける特別學級とか云つた様な施設が著々實施されて居るのであります。けれども大觀すれば以上の施設の恩恵に浴し得る兒童は矢張一部分の兒童で數から云つたら全兒童の幾分の幾つにしか當らないのであります。

□養護を中心とした學校教育

斯様な次第であるから私は此の兒童保護の問題は是非とも部分的から全體のものにして見たいと云ふ念を一層深からしむるのであります。即ち東京市で申したら尠くとも全市の小學校兒童二十五萬に對

して一齊に行はるゝ保護にしたいと思ふのであります。がそれにはどうしても今日の小學校の教育法に一大改造を加ふることが第一の急務であります。換言すれば小學校の教育は其の智育、其の德育、其の體育をすべて養護を中心として改造するの必要があると思ふのであります。尤も今日と雖東京市などに

於ては夙くから校外兒童保護會と云ふものが組織されて居て各區から年番に一名宛の校長が委員となり警視廳其他とも連絡を取て一般兒童の保護教育に必要な諸般の問題を討究し既に幾多の調査報告なども印刷されて居る様な次第であります。又文部省を初め内務、農商務、司法などの各省に於ても一般兒童の保護に關しては夫々種々な施設を致し法律命令等の公布されたものも決して尠くはないのであります。東京市學務課に於ても小學校兒童の保護教育に就ては常に注意を怠つては居ないのであります。私の所謂養護を中心とした學校幼稚園の教育と云ふのはモット／＼徹底した施設を意味するもので具體的に申せば今日の小學校及幼稚園教育は教員と醫者とが相携へて行ひ得る様に改めて行かねばならぬと云ふことに歸着するのであります。平たく申せば醫

學的要素と心理學的教育的要素の上に立脚した智育、德育、體育であらしむる様にしたいと云ふのであります。殊に醫學的(學校衛生學的)の施設は兒童教育の發達を促進する上に絶對の價値あるものとして考慮したのであります。

□節約主義では問題にならぬ

兒童保護の問題が學校衛生殊に小學校の教授衛生並に設備衛生と密接なる關係を有するものたることは今日何人も疑を挿む餘地がなくなりました。それから又教育の兒童養護に關する知識を充分ならしむる爲に或は師範學校の教科課程に改正を加へ又或は其の他の方法に依て教員の修養を強ゆることの緊急なることも異論はないと思ひます。尙又學校衛生の振興を圖る爲に今日の學校醫制度に根本的改正を加ふると同時に校舎内外に於ける設備の完成に多大の經費を要することは當然であつて然かもそれは容易なことではないのであります。が翻て考へて見ますに、凡そ今日の時代に於て如何なる事柄と雖金をかけずに良き結果を得ることは絶對に出来ません。若し金をかけずに經濟的なやり方で然かも徹底した結

果を收めやうなど考へる人があつたら夫れこそ時代錯誤の甚だしきものであると評さねばなりません。私は斯様な意味からして近來唱へらるゝ處の教育費節減問題を遺憾とする一人であるのであります。即ちそれと同じ意味合に於て凡そ兒童保護の目的を達成して所謂次代の帝國民を完全に育成しやうと云ふ立場から兒童保護の問題を考察する時に方り經費を惜んで其れが出来やうなどは固より夢にも思はないのであります。否以上私の主張する様な養護を中心とした學校教育の改造は假令幾何の經費を要しても是非斷行しなければならぬこと考へるのであります。私は斯様にして初めて兒童保護の問題は眞の目的を達するものであると信するのであります。

斷片

子供が二人喧嘩を始めて、握みあひ引き搔き合ひになつた時、大人が其處へ飛び込んで、兎に角これを引きわけなければならぬが、そのやりがたはい

ろく／＼あらう。大人の腕力にまかせて、二人を引きはなすことも出来やうし、大聲に叱りの言葉をあびせて子供達を氣がつかせることもあらう。或はさうした興奮状態に居る二人の幼ないものに、心からの同情をそゞいで、「さあさあもつと喧嘩がなさりたいの。」と、殺氣だつた二つの顔を私達の一つの胸に押しつけさせる。かくて、争ふ二つの魂は直ぐに柔らぐ。その瞬間に、「さあ、もう、仲好しになりませうね」と、小さい額をゴツンゴツンさせると、二つの涙の顔には可笑しくて堪らないといふ表情があらはれて、心は鎮まる。大人の審判さばきといふものにあはずに、幼ないものは、そのまゝ手に手をとつてまた楽しく遊ぶ。かうした方法もある。訓育といふことは、嚇すことでも、たしなめることでもない。たゞ私達は彼等に、愛の心が相通じればそれでよい。

ト調 新年勅題 旭光照波

作歌曲 中澤登免

5 1 | 3 1 2 | 5 5 5 5 | 3 5 6 5 | 3 3 2 2 | 5 — |

ホ ノ カ ニ モ ニ ー ホ フ シ ホ カ ゼ ハ ツ ヒ ノ デ

5 5 6 5 | 1 2 3 2 | 1 6 5 | 2 2 2 3 | 1 — |

キ ー ン バ コ ウ ハ ハ ミ イ ツ ト ゴ シ ー ル

		金		ほ
	御	波	匂	の
	稜	光	ふ	か
	威	波	汐	に
知	こ	は	風	も
	そ	の		
る		出		

子供等を日光に浴させよ

櫻楓會託兒所 丸山千代子

お寒い冬がまゐりました。私は相變らず寒風に顔をさらしながら、巢鴨宮下と日暮里とある二ヶ所の櫻楓會託兒所を、あちこちとかけまわつて、子供等の相手になり、にこ／＼と楽しい生活を致して居ります。

巢鴨宮下の方の託兒所は、大正三年にかしこくも照憲皇太后の葬場殿の御材木を御下賜になつたので建築されてありますから、建物は實に立派で、託兒所等にあのやうな材木を用ひてゐるのも、勿體ない事と思はれます。小さい子供等は、何の考へもなく、その上をどん／＼とかけ廻つて遊んで居ります。今託兒所が到るところに起り、最も缺くべからざる社會設備となりましたも、かしこい邊りで意を御向けになつて居られるからだ、まことに有難く存じて居ります。

この邊では、工場に通ふ人々の住家があるところとは云へ、もう殆んどよい状態に導かれて居ります

ので、他の貧民窟に見るやうな餘りみぢめな様には見えません。子供も五十人ほど来て居りまして、先づ相當に効果をあげて居りますので、新たに此處に女子櫻楓夜學校を設立し、十一月十五日から授業して居ります。

女子櫻楓夜學校は設立したいと希望してから、やつと昨年の秋開校する事になりましたので、私共は嬉しさに胸をおどらして居ります。私共のやうに子供に接して居ります者にとつて、未來の國民を善良にする上には、現在の子供を教育すること、現在の少女を未來のよい母に教育する事にある、といふ事をつくづく感じます。私共の託兒所でも子供は教育して居りますが、是等の子供等の姉達は、女中となり、女工となつて、生活の爲めに仔々として働き、教育をうける機會のないのを見て居ります。

是等の小さい少女らもいづれは嫁して母となるでせうに、婦人として母としての教育が充分でないの

を見る時に、非常に氣の毒に感じました。これらの理由のもとに、この夜學校は設立されたのでございます。

女子でさへあれば年齢には制限なしに入學を許す事にし、月謝は五十錢としました。尋常小學校を卒業してゐるものは本科へ、即ち高等女學校程度へ、卒業してゐないものは普通科へ、非常に多忙な少女達は學科を選んで勉強する爲に選科へと致しました。毎夜七時から九時半まで授業があつて、日常訓、國語、算術(球算及び筆算)、裁縫、家事(衣食住、看護、經濟、衛生、育兒)、英語、音樂(唱歌)、圖畫、習字等、大抵の科目は致します。卒業年限は二ヶ年として、卒業證書はよい嫁入道具にしたいものと考へて居ります。

巢鴨宮下の方はこのやうにして次第によい方に向つて行きますが、日暮里の方は一昨年設立されてまだ年月も浅い上に、日暮里の貧民窟は實にその名の通りで、私共の託兒所も子供の教養以上に、周圍を改善する事に實に骨が折れます。此處の託兒所に通つて來る子供は六十人位でありまして、こちらは巢鴨宮下のやうに材木は上等でありませんが、庭がひ

ろくて、其れだけが取柄でございます。

お父様、お母様が揃つてゐて、リボンをかけ、洋服を召して、おともづきで幼稚園に通ふ坊ちゃん嬢ちゃん、家庭には窓から日がきら／＼とさす溫室のやうな子供室にゐて遊んで居られる坊ちゃん嬢ちゃん、此處にすむ子供等と同じ年齢であり子供であるのを思ふと、さう云ふ幸福なお子様方にはいつまでも幸福があるやうにと思ふと同時に、此處にゐて子供らにもその幸福の萬分の一でもいゝから受けさせたいと、涙ながらに祈りたくなります。

或る時の事でございますが、御晝の御辨當の時間に、「先生、わたしの御辨當の中に紙がはいつてゐました。」と云つて、お辨當を私のところ迄持ち來た子供がありました。不思議だと思つてその紙を取り出して見ると、父親から遺書で、「自分は今まで獨りでこの子を育て、ゐたが、不景氣で工場から追ひ出され、自分は暮しに困るから、遠い所へ旅立つてしまふ、どうぞこの子をよろしく願ふ」と云ふやうな事が、拙い筆で涙ながらに書いてありました。私は驚いて警察にも申し出ましたが、警察ではこんな男は自殺の恐れがあるからとて、非常に探したやうでした

が、行衛が不明であつたので、この子は孤兒院へ送りました。

又これは近頃のことですが、近所に日本メソヂスト派の愛憐團と云つて幼稚園や社會事業をしてゐる所がございますが、朝早く印半纏に泥足で子供を抱いて「一寸この子をあげかつて下さい、直ぐ迎ひに来ますから」と赤んぼを置いて行きましたが、いつまでたつてもその男は來ず、いよ／＼捨兒とさきまり、私共もいろ／＼手傳つて警察の方へ頼みましたところ、その男のお主婦さんは他にいゝ男をこしらへて子供を棄て、逃げたので、男は夢中になつて探しに出たのだと知れました。こんな事實を以て見ても、この邊の慘めな状態がよく御解りになるだらうと思ひます。

日暮里の襪襦倉、三疊長屋等は實際にその名の通りでございます。市内から集つて來た襪襦はお主婦さん達の手にそろへられ倉につみこまれ、ぬけ毛は山のやうに此處へ集つて來てそれもそろへられてゐます。その綿や紙屑や襪襦や髪の毛が、ぼろ／＼としてゐる中に、子供は生れて來て育つて居るのでございます。まるで鼠の生活のやうでございます。

それに三河臺とくつゝいて居ますので、昔から云はれてゐる癩病村の癩病人も、それらしいのがぞろぞろ歩いて居ります。お主婦さん達は、紙屑でも髪の毛でも仕事をしてゐるのはまだ有福ですが、向上心がなくなつたのかどうか、子供をいぢめては、二人よつてべちや／＼と話し暮してゐるのや、病氣になつて三疊間の隅へころがてゐるのや、實に實にお話になりません。

これからは寒い雪が降り、道はぬかつてなか／＼乾はかず、仕事はなくなり、生活に費用が入るやうになります。「可愛いさうな子供らに、せめてもお日様に日向ぼっこさせてやりたい」と大聲を出して叫びたくなります。府の新住宅が出來て少しはよくなりましたが、それは極く一部分で、日暮里、三河臺の貧民窟は實に廣く續いてゐます。「子供等に日向ぼっこさせたい」といふのが、冬を迎へる度に、胸にわく希望でございます。

東京府代用兒童研究所開設

東京府社會課囑託 武 田 眞 量

大正六年迄は、感化院へ兒童を入院させる時には、警察所、區役所、市町村長の入院具申書についてゐる調書に依つて、大體其の子供の經歷や性行を、東京府の掛りの者がしらべて、適當と思つた子供を感化院へ送つて居りました。

かう云ふ方法で入院させた場合に、精神薄弱兒童や精神病の疑ひのある兒童などが、まざつて入院して來ますので、従つて、感化に於ける教育、取扱ひなどの上に、非常な不便を感じたことが多くなりました。

この點を心配して、大正六年に、東京府兒童鑑別委員(精神薄弱兒童の識別には、多年其の方の研究をして居られる瀧の川學園の石井亮一氏にこれを擔任して頂き、精神病兒童の方には警視廳技師醫學士松井董氏に、兒童心理一般を御覽下さるのは高島平三郎氏に、擔任して頂いて居ります。)なるものを設けて、一週一回、東京市の兒童保護所に於て、鑑別委

員會を開きまして、心身の兩方面から、異常性を有するや否やを識別した上で、適當と認められた兒童を感化院へ入院させる事に致しました。

然しながら、兒童を理解する爲には、單に心身の状態を観察するだけでは、不十分な事は勿論でありまして、其の家庭に於ける生活状態が學校の成績、出席、素行の状態、職業に就いてゐる子供は就職先の勤め振り、住居、其他友人、親類等、物的及心的環境の経過と現状とを、詳細に知る必要があります。

かう云ふ事の調査を、一人／＼の兒童に就いて行ふ必要上、大正九年四月に、東京府兒童保護員と云ふものを置く事になりました。(兒童保護員は、男女合せて三十一名)この保護員は、單に感化院に入院を必要と認められた兒童に限らず、幼乳兒の保護から、小學校の長期缺席から、浮浪及び不良性を持つた兒童や、親類、知己から顧みられぬ兒童、虐待さ

れてゐる児童等、すべて、社會的に保護を必要と認められる児童の状況の調査と、保護方法の考案及び其の實行をする事を職業として居ります。

是等の児童の保護上に、精神及び身體の状態を知る必要がある子供が、日を逐うて増加して参りました。是等の児童を審査するのに、鑑別會を利用して居りましたのが、其の設備が不充分であるに加へて研究者と児童は全然別所に居住し、児童當時の状態を観察するのに、ことさらに不便を感じて居りました。

この點にかんがみる所があつて、大正十年度に（即ち舊臘十二月）、東京府は、瀧の川學園と協議し、児童研究所を新設する事に致しました。この児童研究所は、保護者の申出に依りて、定められた調査をなさしめて、申込の順によりて、無料で児童の精神鑑定を致します。もし児童當時の状態を詳細に調べる必要のある時は、新しく附設した收容所に收容して、石井亮一氏が主として其の研究に従事される事になつて居ります。

かうして研究した結果、定つた子供は、出来るだけ最も適當な保護施設に收容を紹介し、或ひは、家

庭の人、學校の先生等、児童の保護教養に關係ある方々に、研究の結果、最も合理的と考へられる保護の方法をお話して、御參考に供する事と致して居ります。

左に児童に關する調査をする時には、如何なる詳細な項目にあつてするか、二三の例をお話して見ます。

「児童の家庭教育に關する両親の態度」の調査、

一、児童の身體に關して醫者等に相談したことはないか、あれば内容如何、

二、児童が重い病氣、怪我等をしたことはないか、

其の處置に手後したと氣付いたことはないか、

三、児童に對して片身うらみのことはないか、偏愛偏憎の癖はないか。

四、児童に對して八つ當りのことをしたことはないか

五、児童の所へ友人が遊びに来るか、年下の者か、年上の者か、其の時は如何云ふ風に接待するか

六、児童の發育中に他の児童の發育と異て居ると思ふ點に氣が付いたことはないか、其の内容。

七、児童が物をねだつた時其れが出来ない時に如

何云ふ風に取扱つたか。

八、子供を叱る時に如何んな仕方をするか

九、児童が虚偽を構へた時如何に其れを指導をするか

一〇、活動寫眞、寄席、芝居等に小供をつれて行くか、其の後其の内容を指導するか

一一、學校へ行く様になつてから教育上の指導に付て他に相談したことがあるか

一二、成績の善かつた時、悪かつた時、児童を如何云ふ風に取扱つたか、

一三、児童を他の用事のために學校を休ませたことがあるか

一四、児童の學校用品の始末に付て如何云ふ風に指導するか

一五、日誌を付けさせるか、何時頃から。

一六、學校の始まる時間、終る時間をしらべてあるか

一七、學校へ出かける時、學校より歸る時が、始業時間と終業時間に不調和なことはなかつたか、其の時の處置如何

一八、學校の時間割をしらべてあるか、

一九、學校の父兄會に出席するか、

二〇、児童の出席狀況、操行、成績をしらべて行つたか。

二一、児童が教師の蔭口を云ふことはないか、其の時の處置如何

二二、児童に向つて教師の蔭口を云つたことはないか。

二三、児童をきびしくそだてたか、甘くそだてたか。

二四、児童の歸宅後、其の日學んだことの大體を毎日きくか。

二五、放課後児童に何か仕事をさせるか（内職的なもの）。

二六、起牀、就牀をどんな風に定めて居るか、食事時間は定めてあるか。

二七、児童の復習豫習の時間をきめてをくか、如何んな風に。

二八、児童の復習豫習の時間 他の用事のために使用せしめたことはないか。

二九、児童と両親（児童の）とは食を共にするか。

三〇、児童と父母が一所に居る時、如何んな話題

を主に選ぶか。

三一、 兒童に小使錢を渡すか、特別な時か、毎日か。

三二、 小使錢の用途を尋ねるか。

三三、 貯金をさせるか、何時頃から。

三四、 兒童に家事の手傳をさせるか、如何なる部分を分擔させるか。

三五、 將來兒童を何にしようと思ふか。

兩親の過去に關する調査

一、 非常に重い病氣に罹つたことはないか。

二、 刑事問題に觸れたことはないか。

三、 何か宗教若は修身道德上の話のある時に參列したことがあるか。

四、 平常の趣味は何か。

五、 結婚前後の職業は何か。

六、 初婚か、再婚ならば先妻と別れた時の事情。

七、 職業を代へたことはないか、其の期間及び理由。

八、 住所の變遷殊に上京したならば、其の時機、動機、上京後の方針。

九、 妊娠中に何か變つた事があつて心配したこと

はないか。

一〇、 受胎期に酒を飲んだか。

一一、 妊娠中も仕事を續けたか、出産期何ヶ月頃から仕事を休んだか。

一二、 兩親はあるか、なければ何時離れたか。

一三、 兩親の下で何歳迄育つたか。

一四、 兩親と別れた時の事情はどんなか。

一五、 兩親とは和合してゐたか、其の時既に子供は居たか。

一六、 兄弟はあつたか、其の間は和合してゐたか。

一七、 友人はあるか、長く交際してゐるか。

一八、 隣人同志の間は圓滿に行つてゐるか。

一九、 主人に仕へたことがあるか、其の間は如何云ふ風であつたか。

現在の家庭狀況に關する兩親の意見

一、 家庭の事で非常に心配なことはないか。

二、 兩親(子供の)は今の家庭狀況に満足して居るか、否らずんば如何風になればよいと思ふか、其の實現方法は如何すればよいと思ふか。

三、 家内揃つて遊ぶ様なことを度々するか、如何んな遊びか。

四、家族として互ひに守るべき約束があるか。

長期缺席児童及び中途退學兒に關する特別調査

一、児童の身體に何の異狀があるか、あれば其の内容。

二、児童の精神發達狀態に異常があるか、あれば其の内容。

三、何か校友と一致し難い様な性質を有するか、あれば其の内容。

四、學校で不都合な行爲でもあるか、あれば其の内容。

五、長缺席又は中途退學を始めた前の出席振はどうか長く缺席するか、短時づゝ休むか。

六、前項の場合の主なる理由如何。

七、家計狀況は児童を學校に出せぬ程度であるか
家計狀況の内容如何。

八、長缺、又は中退を始めた時の期節は何時頃か。

九、學校を退く時の直接理由は何か。

一〇、他の子供の一般に有する品物で何か缺けたものがあるか。

一一、家庭に病人があるか、あれば何誰でいかなる病氣か。

一二、學校へ通つてをる時の服裝等に他の児童と非常に劣つてをる様なことはないか。

一三、職業を如何なる方針で選んだか、現在の職業を適當と認めた理由。

一四、職業には通ふのか、とまりこみか、通ふのならば何時に出て何時にかへるか。

一五、職業に付ける時に何か條件があつたか、児童の通學に付ては如何。

一六、児童の通學に付て條件付のとき、其の履行に付ての家庭態度如何。

一七、児童の通學中に保護者は通學を如何なる風に奨勵したか。

一八、児童を通學させるのに世話がやけるか。

都會兒童の爲めに遊園地を

青 木 醇 一

この頃町を通ると、小さい可愛い 子供達が、通行人に遠慮し、通る自働車電車におびやかされながら、小さくなつて尻上げをしたり、羽根つきをしたたりして居るのを見うけます。都會の子供達は、一年中で一番楽しいお正月にすら、自由な氣持ちで遊ぶことの出来ないのは、ほんごに氣の毒に感じます。今頃、田舎の子供は、廣々とした野に出で、頬をばら色に染めて、嬉々として遊び戯れてゐるではありませんか。實際都會の子供は可愛いさうです。都會の子供等の爲に、遊園地をつくつてやらなければならぬ、と云ふ考へが、いつもこの様を見るたびに、頭に迫つて來ます。神田明神のわき、淺草橋のほとり、數寄屋橋のほとり等に見る、あのやうな小公園を、到る所に澤山ほしいのであります。日比谷とか、上野とかいふ大公園も、勿論東京市にはもつと多くあつて欲しいのであります。それよりも必要なのは、この小公園であります。

都會の子供等は、狭い、日光のよく通らない家屋に住んでゐて、何か遊ぶうと思へば、電車の通る道路より外ないのであります。不衛生な家屋にいちけて育ち、外に於ては不潔な塵埃と、柔い子供の神經を破壊する車や人の雜沓等で、絶えず身心を刺戟して、不健康になるのであります。又一方から云へば、交通の便を子供に依つて妨げられる事になります。どの方面から見ましても、自他共に不利益なことであります。

小公園を出来るだけ多くして、子供達が時間を費さないで、其處へ行ける程度に、多數設立することが必要であります。其處には、樹木を植えて塵埃をよけるやうに、ブランコとか、スベリダムのやうな簡単な運動器具を備へて置きます。

市内にこの小公園を設立すると共に、幼稚園、小學校の運動場を開放する事でありませう。暑中休暇には開放する學校が次第に多くなりましたが、冬季に

も、日曜、祭日にも、開放して欲しいと思ひます。さうすれば、子供等は喜んで其處へ出かけて行つて、遊ぶでせう。子供自身も楽しければ、親達も安心いたします。

又、幼稚園、小學校の運動と云ふと、大抵廣い場所を取つてあるばかりで、何の木も草もなく、所謂ランニングをするところとか、野球の運動場等にふさはしくしてあるのであります。この様な運動場も、小學校の上級生位になつたら必要でありませんが、小さい子供のは、このグラウンド式でなく、庭園式にして欲しいと思ひます。

殊に幼稚園の遊び場は、廣くなくともよろしいから、草木を多く植え、子供がいちる事の出来るやうな花壇があり、子供が喜んで世話する家禽類を飼つて置くといふやうにします。さうしたら、不完全ながらも、子供達は自然に接する事が出来やうと思ひます。

市内に於ける小學校全體の児童數と、全體の運動場の面積の比を見ますと、一坪に三人といふ事でありますから、狭いところで五人も六人もといふ割合になりますでせう。未だ誰も試みてゐませんが、

家屋の疊數と子供との比を、この小學校の場合のやうにして、計算して見たら、疊一枚に何人といふ子供の數になるかも知れません。考へて見ると、どうしても、子供等にもつと廣い空間を與へてやらなければならぬと、つくづく感じます。

富豪が近頃庭園開放を實行して呉れるのは、實に結構な事と思ひます。立派な人工を加へた庭園を觀賞する爲めに開放してくれるよりは、子供等の遊び場として開放してもらふ事を望んで居ります。

大人も、この都會の悪影響から身心を保護することは必要であります。子供の方は、身心が發達する盛りにあるのですから、尙更必要なのであります。大人には影響もさほど強く受けないのですが、子供は身心が一定にかたまつてゐませんから、とても甚だしく受けるのであります。子供を一更保護する必要があります。

私は職業上子供に接する機會が多いのであります。都會に住居する壓迫から身心に發達を妨げられた子供を、度々見うけます。小公園の設立等も、學校の教育家庭の親達、擧つて叫んだならば、幾ら經濟上にむづかしい等と云つても、市が設備して呉れることだらうと思ひます。

日暮里護幼會設立に就いて

東京府社會課囑託 佐藤智孝

最近社會事業が諸所に起つてまゐりましたが、その根本ともなるべきものは、兒童保護事業であると思ひます。

それならば、兒童保護事業とは如何なるものであるか云へば、第一に、妊産婦保護から始まつて、乳兒保育、幼兒保育、更に進んでは義務教育、職業教育まで及んでゐるのであります。

社會事業に研究を積んで居られる學者達の中でも、此種の事業のどれを先にし、どれを後にするといふ事は斷定されてゐませんし、私共のやうに實行家でもどれから始めてよいかは、容易にわからぬのであります。

社會事業は、社會生活の上に劣敗者を出さないやうにするのが、その眼目でありますから、その爲めには、社會生活の劣敗者となるべき原因をたどつて、其を防ぐのが必要であります。

この原因には、先天的なるものと、後天的なるも

のとありますが、遺傳の如きは先天的原因で、生れてからの環境の如きは後天的原因であります。學者達の間でも、先天的原因を重大視する人もあれば、後天的原因を重大視する人もあります。私としては、兩者とも重大な關係があることは、實際多くの兒童に接した上から、よく解ります。

是等の原因を失ふには、先天的なもの、人力の及ばない事でありますから、優生學の方から云へば、殺してしまふ方がよいのでありませうが、人間を殺すといふ事は、人道と宗教から見れば、忍びない事であります。それ故、先天的原因はせん方ないとして、後天的原因を矯正してゆくのが、兒童保護に従事する人々の仕事であります。

後天的原因を如何にして改めて行くか云ふに、それは兒童の環境を改めるより外はないのであります。一人／＼の環境を變へることは、現在の社會組織の設備では不可能でありますから、止を得ず、環

境をかへる設備をして、今ある家庭から空氣の違つた所へ、一時間なり二時間なり、なるべく餘計に兒童を置く事にします。

この意味で、去る十一月六日、日暮里幼護會なるものが設立されたのであります。

この會の第一着の事業としては、兒童遊園地を計畫する事でありませぬ。日暮里は貧民階級の住んでゐる所ですから、従つてよい兒童がゐませんが、中でも不良少年に陥り易いのは、紙屑拾ひを業としてゐる者の子供であります。これ等は全く後天的原因の著るしいものであります。親が紙屑拾ひに出かける時、小さい子供を獨り家に置き放してゆくわけにはゆかず、いつも一緒に連れてゆきます。そして、留守の家とか、人の見てない家があると、子供をおだて、干してある洗濯物などを、かつさらひをさせるのです。子供にぬすませれば、見つけれられた時は、親が知らぬ顔をして子供をわざと叱つたりすると、見つけた人も小さい子供の事として許してくれますのだ、もうひとつは、大きな籠を背負つて紙屑拾ひの親よりほかつさらふのに動作が敏捷に出来るからで、この二つの理由からして、子供はかつさらひ

を仕込まれて、これが犯罪の發芽となり、自然に不良少年になるのであります。

それで、日暮里のやうな所に、兒童遊園地を經營すれば、紙屑拾ひ等の業をしてゐる親が、子供をつれて外出せずともよくなり、子供は楽しく有益に日を送ることが出来るだらうと思ひます。これが環境を改むる一つの方法です。

先天的原因を調査するには理想的に云へば、一人一人の兒童にメンタルテストを行ふ事が必要であります。現在、託兒所とか、幼稚園、小學校等に於ても、メンタルテストを實行してゐる所は殆んどありません。この爲めに、先天的に精神上に缺點のある兒童を少しも知らずに、普通兒童の間にまかせて同様の取扱ひをしてゐるので、其の兒童自身もひどく虐待され、教師も大いに難義してゐるのを見ることがあります。幼兒の教育に従事する人々は、メンタルテストを行ふだけの實力を養つてゐて欲しいものです。

我國に於て兒童保護は以前から實行はされてゐたでせうが、兒童保護と云ふ聲が急に大きくなつたのは、極く最近のことでありませぬから、せん方ない事

かも知れませんが、児童の生活状態を調査した統計等が、誠に不足なのであります。小學校への就學統計と云つたやうな、つまらないものしかありません。それで、児童の生活状態が少しも判断出來ず、何から先きに改良したらよいかは、私一人でなく、社會事業に従事する人々は、大抵迷うてゐることゝ思ひます。

このやうな缺點を救ふには、各地方の自治團體、町村の有志者とか、教育者とか、共力して、一面児童生活を調査すると共に、一面に於ては児童一人一人を保護してゆくやうにしたらよと思ひます。かうして、児童保護思想の普及をはかり、義務教育を出來るだけ有効にし、更らに職業教育の機關を設備させます。これが現在の我國の制度では、比較的利ある方法と思はれます。

○神戸より

神戸では市立の幼稚園は只今のところ神戸、楠、兵庫の三つでありますが、何うしたものか幼稚園は貴族もしくはお金持のみの機關であると云つた風な考

へを持つ市民が未だに多いのは遺憾である……云ふので市の當局は明年度から月三圓の保育料を二圓に引下げて少しでも多く園児の入つて來るやうに仕向けると共に新川の私立清風幼稚園に補助金を與へて之を無料幼稚園とし又番町児童教化の一法として西野校の児童を明年度から水木、御藏、長田の三校へ分散させる事になつてゐますので、其の不用となつた西野校を園舎として此處にも市立の無料幼稚園を營む事となりました、つまり市の當局は幼稚園の民衆化を企て、そして先づ第一に新川番町などの幼兒に此の恩恵を及ぼさうと云ふのです、それが爲め明年度の幼稚園費は今年度(三萬三千六百餘圓)より一萬四千圓を増計されて居るさうです。

○編輯室より

○年があらたまつて、あたりが急に春らしくなりました。大正十一年！この年に我が幼兒教育界には如何なることが企てられることとせう。去年にも増した各方面の活躍を期待してゐます。

○本會の倉橋主幹は遅くも四月頃には御歸朝の筈です。また私達に新しいお話、珍しいお話を澤山にして下さること、思ひます。お留守中の淋しさにひきかへていかに賑やかな氣分が私共の間にたゞふこととせう。

文部省 文學士 青木誠四郎先生著 全一冊 洋綴紙數五百五十頁餘 插畫八十餘 價 金三圓五十錢 送料 金拾八錢

最新刊

劣等兒 低能兒

心理と其教育

此憐れなる兒童は如何に救ふべき？ 如何に教育すべき？ 見よ！！

此兒童保護劣等兒 低能兒 救済の高唱せらるる系統的の研究の發表せられたるものなきは我々に今や眞摯驚愕する青木先生に依てその缺陷は充されたり。本書は第一篇序論、第二篇低能兒及劣等兒の概念及其の特性、第三篇低能兒發生の原因及其の豫防方法、第四篇低能兒及劣等兒の教育の四篇を第十七章百餘 心理學的生理學的の實驗研究を 取扱ひ教育の方法 等を挿入に分類し、多敷の圖畫を應用し懇切丁寧に詳説せられたるもの實驗講義を聽くに等し誠に斯學研究の唯一寶典である。

文部省 普通 通學務局編 好評三版

就學 兒童

保護施設の研究

全一冊 洋綴紙數五百五十頁 挿畫 百五十頁 定價 金參圓五拾錢 送料 金十八錢

本節 貧弱兒童の生活状態 精神身體の低能兒自閉兒特殊兒童の教育保護並に卒業兒童職業指導等に關する施設研究を至極詳明なる挿畫百餘を以て洋論細説せられたる斯等の權威である。之に加ふるに附録として公立小學校に於ける促進學級の實績及現況發達を加ふ。學校教育社會教育唯一の研究資料である。

バイル博士

文學士 福富一郎譯

教育心理學概論

全一冊 洋綴紙數 五百頁 定價 金參圓五拾錢 送料 金十八錢

好評三版 我心理學的の進歩は従来の原つ作者ウキリアム・ヘンリー、バイル先生に負ふ所頗る多し。本書は教育過程凡ての段階が科學的に基礎づけられればなる現代このことは唯一に精密なる實證的決定と云ふことに據て而已可能なことである。教育をより以上科學的にするに於ては目的に向つて學生の大努力を傾注せられたる名著本能と習慣の心理學は今や萬學なる福富先生に據り完全に譯出はなれり。然も文章又流暢豊麗讀者は是を一讀三讀せざるを得ざるべし就中文檢受給者若君は必讀研究を乞ふ

發行所 東京市神田區 中野區 振替電話 〇四八二 東京市神田區 振替電話 〇四八二 東京市神田區 振替電話 〇四八二

實 際 的 兒 童 研 究 の 威 權

東京帝國大學 ドクトル
文學部講師 文學士 久保良英先生撰

知 能 查 定 用 具

智能の査定が手軽に然も實際的に來出る唯一の用具
久保先生の改訂せる智能査定法は我が國各地の幼稚園小學校低能兒收容所感化院等に用ゐられてその眞價は一度これを使用したものの教員を傳して居ることので分る今回智能査定用具を製作して學新法採用者の便利を計ることになつた學校に於て兒童の精神検査に欠く事の出来ない唯一の科學的的智能査定用具である

附圓鏡 一鉢 型紙 一ル 一紙 一材 一金 一揃 一送 一拾 一八 一拾 一八 一拾 一八 一拾 一八

著一陽野上 學校兒童精神検査法指針

四六版全一冊
洋綴紙數三約
十百有畫餘
定價金八錢
送料十錢

増訂七版 本書の内容は兒童研究法の總・學習・發明・聯合・想像・注意・等各種精神能力の發達がどの位の程度にあるかを測定する方法を示し更に知力の程度を診斷する方法を記し其結果を始末する任方を明にしたのが本書である

兒 童 心 理 學 精 義

全紙挿定
一冊數五金
洋綴紙數八
皮頁十冊
本餘餘錢

好評七版 先生野上野上心理學研究創設し斯研究するに十年その學に忠實なる世既に定評ありその間先生の著書諸神益する事最學界の等渴望して止まざりし本書は成れり本書は兒童觀の變遷と文明の進歩・兒童研究の方法・兒童研究の能の心理及教育・本能と教育兒童の遊び・兒童の言語・兒童繪畫製作・兒童の繪畫玩賞・習慣の生理及び心理・精神の發生と發達・身體上の異常兒・智能上の異常兒・徳性上の異常兒・心身發達の根本主義等二十三章數百節に分ち詳論精鏡を加へ多數の挿畫を以て學者研究の材料に資すべく努め 教育家は勿論荷も子女教養の任に 文檢受験者すべし絶好の 受験資料である 斯界唯一の良參考書なり學校 ある士の必讀を乞ふ就中

好評七版 先生野上野上心理學研究創設し斯研究するに十年その學に忠實なる世既に定評ありその間先生の著書諸神益する事最學界の等渴望して止まざりし本書は成れり本書は兒童觀の變遷と文明の進歩・兒童研究の方法・兒童研究の能の心理及教育・本能と教育兒童の遊び・兒童の言語・兒童繪畫製作・兒童の繪畫玩賞・習慣の生理及び心理・精神の發生と發達・身體上の異常兒・智能上の異常兒・徳性上の異常兒・心身發達の根本主義等二十三章數百節に分ち詳論精鏡を加へ多數の挿畫を以て學者研究の材料に資すべく努め 教育家は勿論荷も子女教養の任に 文檢受験者すべし絶好の 受験資料である 斯界唯一の良參考書なり學校 ある士の必讀を乞ふ就中

水谷式夫先生著

對話唱歌

定價金參拾五錢
送料 各編貳錢

唱歌劇の寵兒
熱狂的歡迎

- 第一編 舌切雀拾參版
- 第二編 こぶこり拾版
- 第三編 文福茶釜九版
- 第四編 桃太郎七版
- 第五編 花咲翁六版
- 第六編 猿こ蟹五版
- 第七編 狸こ兎三版
- 第八編 浦島三版
- 第九編 羽衣新三版
- 第十編 橋辨慶新版

いよ／＼第拾編迄刊行本書により對話劇を風靡いたして居ります此の次は幼兒オペラを續々刊行御高評を乞ふ

最新刊書

福井直秋先生

ヘルプスト進行曲

定價金六拾五錢
送料 六錢

瀧田卯夫先生

御伽歌劇 因果應報

定價金五拾錢
送料 貳錢

松島彝先生
法月歌客先生
歌曲

童謠 たんぽぽ

定價金參拾錢
送料 貳錢

青木存義先生著

かはいい唱歌

定價金四拾錢
送料 貳錢

合資會社

共益商社書店

振替 一五八
東京 〇

芝區 松本町

本誌は最も平易な、最も教育的な子供繪雜誌たるべく苦心して居ります

コドモ

幼童
雜誌
良友

童話

本誌はコドモの兄様姉様に當り、小學生の讀物として最も適當な雜誌です

近來子供雜誌や繪本類が非常に多くなつて、既に二三十種に達してゐる。

世の父兄諸氏は、この多くの同種中、はたして何れを子弟の爲に選べるよであらうか。

單に玩具と見做して、その選擇を慢然兒童の取捨に任して置いてよいであらうか。

東京市小石川區 東町十五番七地 社モドコ 電話 二九二六 八二六

發行所